

「指定通所介護」「介護保険法に基づく第1号通所事業」
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(長崎県 長寿社会課第4270204623号)

令和 8年 9月 1日現在

当事業所はご利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

- ※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援（事業対象者含）」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業の運営方針

- (1) 通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることとします。
- (2) 事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法について理解しやすいように説明をします。
- (3) 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- (4) 事業の提供に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

2. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社福祉工房K's |
| (2) 法人所在地 | 長崎県佐世保市天神5丁目9番26号 |
| (3) 電話番号 | 0956-76-8590 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 豊福 和明 |
| (5) 設立年月日 | 平成27年 1月 5日 |

3. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護・介護保険法に基づく第1号通所事業
- (2) 事業所の名称 通所介護事業所えびす
- (3) 介護保険事業所番号 4270204623
- (4) 事業所の所在地 長崎県佐世保市天神5丁目9番25号
- (5) 電話番号 0956-76-8590
- (6) 管理者 豊福 和明
- (7) 開設年月日 平成27年 3月 1日
- (8) 利用定員 18人

4. 事業実施地域及び営業時間（相談窓口）

(1) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、崎辺・福石・山澄・日宇・光海・祇園・清水
中学校区とする。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	通常月曜日から土曜日とする。但し、8月14日～15日、 1月1日～1月2日を除く。
受付時間	8:30～17:30
相談窓口	[相談員] 波多江 大輔・太田 由美・前田 光揮 電話0956-76-8590
営業時間	通常午前8時30分から午後5時30分までとする

5. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護・介護保険法に基づく第1号通所事業を提供
する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

管理者 1名（常勤1名）

生活相談員 3名（常勤3名 / 介護職員兼務3名）

介護職員 6名（常勤4名・非常勤2名 / 生活相談員兼務3名・看護職員兼務1名）

機能訓練指導員 2名（常勤2名 / 看護職員兼務2名・介護職員兼務1名）

看護職員 2名（常勤2名 / 機能訓練指導員兼務2名・介護職員兼務1名）

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合

があります。

（１）介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（所得により 9 割、8 割、7 割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 入浴

- ・入浴または清拭を行います。

② 排泄

- ・ご利用者の排泄の介助を行います。

③ 個別機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状態に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

④ 送迎サービス

- ・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

※ 介護保険制度改定に伴いサービスに変更があった場合、別紙にて担当者よりご説明、ご利用者の同意をいただきます。

サービス利用料金表 （令和 6 年 4 月 1 日～）

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービス料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります）

☆ご利用者に提供する食事にかかる費用は別途いただきます。（下記表参照）

☆介護保険の給付額や負担率に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

◆介護予防・日常生活支援総合事業 の基本料金

事業対象者・要支援 1 1, 7 9 8 円／月

事業対象者・要支援 2 3, 6 2 1 円／月

※送迎・入浴料金は、基本料金に含まれます。

※上記の基本料金に以下の介護度に合わせて料金が加算されます。

①サービス提供体制加算 I

事業対象者・要支援 1 8 8 円／月

事業対象者・要支援 2 1 7 6 円／月

※上記の基本料金に、**対象者は**以下の負担金が加算されます。

①若年性認知症利用者受入加算 2 4 0 円／月

②口腔機能向上加算 I 1 5 0 円／月

③生活機能向上グループ活動加算 1 0 0 円／月

◆介護給付対象の方（要介護1～要介護5）の基本料金

[7時間以上8時間未満利用の場合]

要介護1	753円
要介護2	890円
要介護3	1,032円
要介護4	1,172円
要介護5	1,312円

[4時間以上5時間未満利用の場合]

要介護1	436円
要介護2	501円
要介護3	566円
要介護4	629円
要介護5	695円

[6時間以上7時間未満利用の場合]

要介護1	678円
要介護2	801円
要介護3	925円
要介護4	1,049円
要介護5	1,172円

[3時間以上4時間未満利用の場合]

要介護1	416円
要介護2	478円
要介護3	540円
要介護4	600円
要介護5	663円

[5時間以上6時間未満の利用の場合]

要介護1	657円
要介護2	776円
要介護3	896円
要介護4	1,013円
要介護5	1,134円

[2時間以上3時間未満の利用の場合]

要介護1	305円
要介護2	351円
要介護3	396円
要介護4	440円
要介護5	487円

※ 送迎料金は、サービス利用料金に含まれます。

※上記の基本料金に以下の料金が加算されます。

①サービス提供体制加算Ⅰ 22円/日

※上記の基本料金に**対象者は**、以下の負担金に加算されます。

- ①入浴加算 40円/日
- ②若年性認知症受入加算 60円/日
- ③口腔機能向上加算 150円/回（月2回まで）
- ④個別機能訓練加算（Ⅰ） 56円/日

◆通所介護／介護予防・日常生活支援総合事業の方々共通

①介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ） 所定単位数＝総単位数（基本単位数＋各種加算）に
加算率12.7%を乗じた単位数で算定

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担とさせていただきます。

- ①食費（昼食） 600円（おやつ代含）※対応食は該当献立にプラス100円（ムース食はプラス80円）
100円（おやつのみ）

※利用当日の午前8時30分までに利用中止のご連絡をいただけない場合、来所後に体調不良などの理由で利用が中止になった場合は、昼食代をお支払いいただきます。

- ②趣味活動等（材料代実費）

ご利用者の希望により趣味活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただくこともあります。

（3）利用料金お支払い方法

- ① 前記（1）、（2）の料金・費用はサービス利用終了後翌月5日前後に請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払いいただきます。

お支払い頂きますと領収証を発行いたします。

（ア）お支払い方法は、現金・銀行振り込みの2方法があります。利用時にお選びください。

- （4）その他の利用料金の支払いに関しては事前に利用者又はその家族に文書で説明し、同意を得て、文書に同意の署名を受けることといたします。

（5）サービス利用の中止

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、指定通所介護サービス・介護保険法に基づく第1号通所事業サービスの利用を中止することができます。この場合には、実施日の当日午前8時30分までに事業所に申し出てください。

（6）サービス利用の変更

利用者が指定通所介護サービス・介護保険法に基づく第1号通所事業サービスの変更等を希望する場合は、いつでも事業所に申し出てください。

該当利用者に係る居宅介護支援事業所への連絡、その他の必要な援助を行います。

7. サービスの利用にあたっての留意事項

（1）契約期間

- ① サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。
- ① この契約の契約期間は契約日から利用者の要介護・要支援（事業対象者含む）認定の有効期間 満了日までとします。
- ② 契約満了の2日前までに利用者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合契約は自動更新されるものとします。

（2）健康上の理由による中止

- ① 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合サービスを中止することがあります。その場合、家族に連絡をとり適切に対応します。
- ③ 利用中に具合が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、家族に

連絡をとり適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

8. 通所介護計画（通所型サービス計画）

- （１）利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で指定通所介護計画サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ通所介護計画を作成します。
- （２）必要に応じて通所介護計画を変更します。
- （３）通所介護計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者及び家族に説明します。

9. 緊急時における対応方法

従業者は指定通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業の提供を行っているときに利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 ※別紙参照

10. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

11. 苦情の受付について

当事業所は苦情受付窓口を設置しており利用者・家族からの苦情に迅速、適切に対応します。また、本事業所への苦情やご意見は、行政やその他苦情受付機関に相談することもできます。

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 [担当者氏名]

豊福 和明（管理者）・ 波多江 大輔（生活相談員）・ 太田 由美（生活相談員）

○受付時間 月曜日～土曜日（８：３０～１７：３０）

電話番号 ０９５６－７６－８５９０

（２）行政機関その他苦情受付機関

佐世保市役所長寿社会課	電話番号 ０９５６－２４－１１１１
長崎県国民健康保険団体連合会介護保険課	電話番号 ０９５－８２６－１５９９

12. 事故の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、市町、家族、居宅介護支援事業所への連絡など必要な措置を講じ、事故の状況や事故に関して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

指定通所介護・介護保険法に基づく第1号通所事業の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

通所介護事業所えびす

説明者 職名 _____ 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護・介護保険法に基づく第1号通所事業の提供開始に同意しました。

利用者

〈氏 名〉 _____

代理人（利用者が記入困難な場合に記載）

〈氏 名〉 _____

（利用者との関係） _____

※ この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

※ 介護保険制度改定についての内容説明とご利用者同意について

[illegible]